**平成２１年（フ）第２７０号**
山口県下松市旗岡１丁目４番４―105号
債務者　井上　秀夫
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

**平成２１年（フ）第７０９号**
静岡県浜松市中区高丘東３丁目52番28号　ハイツアスカ１号
債務者　武田　正和
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第２１４号**
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚853番地７、従前の住所栃木県下野市下古山3364番地21
債務者　牧原　大輔
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２１年（フ）第６８５号**
青森市大字浜田字豊田４番地　豊田荘５号
債務者　佐々木博文
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第９３８号**
静岡県静岡市葵区下336番地の30
債務者　田久　秀樹
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止

**平成２０年（フ）第１９１３８号**
山形県東村山郡中山町大字柳沢219―２
破産者　鎌田　雅和
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第７０７５号**
東京都大田区南雪谷５丁目19―12
破産者　小西　　明
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１０４３０号**
神奈川県厚木市愛名23―13、住民票上の住所神奈川県厚木市七沢780
破産者　小島　憲司
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１２４６９号**
東京都江戸川区上篠崎２丁目21番10号
破産者　有限会社ヤマケンプランニング
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１２４７０号**
東京都江戸川区上篠崎２丁目21―10
破産者　寒河江健一
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１２８４０号**
東京都足立区梅田４丁目33番４号、住民票上の住所東京都足立区関原３丁目６―７　メゾン花谷　和楽方
破産者　高久　知明
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１３１２７号**
東京都千代田区四番町７番地
破産者　株式会社クリエイトスタッフ
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１３４６１号**
埼玉県日高市大字高萩1566―５
破産者　牧野　　隆
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１３５０７号**
岐阜県岐阜市宇佐南４丁目４―８―201
破産者　坂井田達也
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１３５０８号**
岐阜県岐阜市宇佐南４丁目４―８―201
破産者　坂井田佳子
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１４０２０号**
東京都八王子市上野町16番地４
破産者　日産工業株式会社
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１４０６０号**
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目40―３―503、開始決定時の住所東京都多摩市豊ヶ丘２丁目33―５―304
破産者　淵野　健治
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１４６０６号**
東京都江戸川区一之江６丁目15―５
破産者　鈴木　孝治
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５０４８号**
千葉県千葉市中央区生実町1601番地１
破産者　有限会社アウトライン
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５０４９号**
千葉県千葉市緑区誉田町２丁目21―１
破産者　井上　隆生
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部